

令和6年6月28日

男性労働者の育児休業取得率の公表について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第22条の2の規定に基づき下記のとおり公表します。

【対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日

育児休業等と育児目的休暇の取得割合	50%
-------------------	-----